

## 防災計画書

### ・ 防災計画

当該敷地の流域は、川西市にて整備済の矢間 2 号雨水幹線を経由し、猪名川へ流出している。猪名川へ至るまでのネック地点を川西市と協議の上、兵庫県総合治水条例に基づいた防災調整池を設置する予定である。  
調整池は総合治水条例に則り計画し適正な管理を行う。

15m を超える盛土は、地盤調査を行い盛土の安定（埋設堰堤の設置など）・地下水の適切な排除（暗渠管・水平排水材など）を特に慎重に計画し、適切な施工及び施工管理を行い災害の無いよう務める。

法面は切土 1: 1.5～1.0、盛土 1: 1.8 を標準とする。

切土は土質や流れ盤に注意し計画・施工を行う。

造成法面は緑化保護を基本とする。必要に応じコンクリート吹付け、法枠、アンカー工法等の検討を行う。

### ・ 災害の防止・水害の防止・水の確保・環境保全について

災害の防止・・・造成法面の適切な計画・施工に努める。

水害の防止・・・調整池の適正管理、排水構造物の適正管理を行う。

水の確保・・・工事中、下流域の汚染が無いようにする。

環境保全・・・残置森林・造成森林及び調整池、敷地内施設全体に関しては常時管理できる体制にて適切に管理する。